

農地法第5条第1項の規定による許可申請手続きについて

高森町農業委員会

(連絡先：電話 0265-35-9405)

1. 許可申請書の受け付けは、毎月15日が締切日です。(15日が閉庁日の場合、直前の開庁日が締切日です) 締切日までに書類が完備されていなければ、受け付けできません。書類の不備や不足がある場合には、事前に整えてください。受け付けた許可申請は、毎月22日前後に行われる農業委員会にて審議します。
2. 農業振興地域内の農用地、第1種農地は原則として、農地からの転用はできません。
3. 転用面積の基準(一般住宅500㎡以内、農家住宅1,000㎡以内)は平成28年4月1日からなくなりました。但し、これまで同様、事業の目的を達成するために必要最低限の面積が転用可能面積になりますのでご注意ください。
4. 農業委員会への申請は本人が行ってください。本人が申請できない場合には、行政書士に委任してください。
5. 許可申請に必要な書類は「◎農地法第4・5条、計画変更必要書類一覧(農地の転用手続)」のとおりです。全ての書類を完備の上、農業委員会事務局まで提出してください。
6. 申請書の申請者住所・氏名欄は全て自筆としてください。
7. 農業委員は、申請計画が周辺農業へ与える影響等について、調査・調整を行います。必要により、周辺農地所有者(耕作者)との立会い等をお願いすることがあります。調査には相当の期間が必要となりますので、期間にはゆとりを持って、申請の計画をしてください。必要な調査・調整が終了した後に、農業委員調査報告書に署名・捺印をします。
また、必要に応じて申請者と近隣農地所有者・耕作者との間で別紙「農地転用事業に関する協定書」の締結をお願いする場合があります。
8. 農地転用許可後には、固定資産税評価額が、申請用途の評価に変更されます。
9. 農地転用許可後の取り消しは、原則としてできません。
10. 許可になる場合の見込み日は、申請月の翌月中旬頃です。
(ただし、申請事業の内容・周辺農地への影響等により、調査が必要になる場合があります。
許可になる場合の見込み日は、受付月の約2～3ヶ月後になることがあります。)

裏面があります

申請書記載にあたっての留意点

高森町農業委員会

4条許可申請の「6. 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害の防除施設の概要」欄へ以下の事項を記載してください。

- (1) 転用地からの土砂の流出、崩壊等に対する被害防除措置
 - ① 法面保護の概要（擁壁等）
 - ② 造成工事中の措置
- (2) 周辺農地への日照、通風等に支障を及ぼさないための被害防除措置
 - ① 緩衝地（建物からの距離）、緑地等の概要
 - ② 建物の高さ
 - ③ その他（光の遮断措置、防風ネットの設置）
- (3) 農業用排水施設の機能に支障を及ぼさないための被害防除措置
 - ① 雨水・汚水の排水方法（配置図に記入してください）
 - ② 用排水の機能に対する措置

※トラブルを未然に防ぐため、隣接農地耕作者に対する事前説明を行ってください。

※隣接農地がすべて自分の農地であっても、「被害防除措置」欄への記載は省略できません。被害防除措置は隣接地のみでなく、周辺農地の営農条件に及ぶもので、隣接農地がすべて自分の農地ということのみをもって省略はできないからです。

※「被害防除措置」欄に「隣接農地耕作者との合意が得られており、被害防除措置は特になし。」であるとか「被害が発生した場合の補償について隣接耕作者と同意済であり、被害防除措置は特になし。」などの記載のみでは不十分です。周辺農地への影響を判断する必要があるので、「被害防除措置」欄への被害防除措置の記載は必要です。